

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 6 日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省住宅局建築指導課

「既存建築物の現況調査ガイドライン」の公表について

平素より建築行政の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号)第 4 条の規定による改正後建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)が、令和 7 年 4 月 1 日に施行される予定です。

本改正規定の施行により、建築主が改正前の法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物のうち、改正後の法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物に該当する建築物の増築、改築又は移転をしようとする場合には、建築確認・検査における審査・検査の項目が増加するとともに、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合には新たに建築確認・検査を受けることが必要となるため、既存建築物に係る確認審査等の業務が増加することが見込まれます。

そのため、今般、既存建築物の確認審査等を増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「増築等」という。)をしようとする場合に、建築士が当該建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査するための手順、方法等を解説した「既存建築物の現況調査ガイドライン」を作成しました。

また、検査済証の交付を受けずに建築された建築物の増築等に係る確認審査等の運用について、既存建築物の確認審査等の円滑な運用及び既存建築物の活用の促進を図る観点から整理し、「既存建築物の確認審査等の円滑な運用について(技術的助言)」(令和 6 年 12 月 6 日付け国住指第 318 号)のとおり、特定行政庁等に通知したところです。

貴団体におかれましては、当該通知及びガイドラインの主旨を踏まえ、既存建築物の確認審査等の円滑な運用及び既存建築物の活用の促進を図っていただくとともに、会員等の皆様に別添を送付いただくなど、情報提供いただきますようお願い致します。

国住指 第 318 号
令和 6 年 12 月 6 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

既存建築物の確認審査等の円滑な運用について（技術的助言）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日に施行される予定である。

本改正規定の施行により、建築主が改正前の法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物のうち改正後の法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物に該当する建築物の増築、改築又は移転をしようとする場合には、建築確認・検査における審査・検査の項目が増加するとともに、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合には新たに建築確認・検査を受けることが必要となるため、既存建築物に係る確認審査等（法第 18 条の 3 第 1 項の確認審査等をいう。以下同じ。）の業務が増加することが見込まれる。

ついては、既存建築物の確認審査等の円滑な運用及び既存建築物の活用を促進を図る観点から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。また、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 「既存建築物の現況調査ガイドライン」の公表について

既存建築物を増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をしようとする場合に、建築士が当該建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査するための手順、方法等を解説した「既存建築物の現況調査ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を作成・公表したので、新ガイドラインを参照の上、既存建築物の確認審査等を円滑に遂行していただくようお願いする。

新ガイドラインの公表に伴い、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成 26 年 7 月 2 日付国住指第 1137 号により通知。以下「旧ガイドライン」という。）は廃止する。なお、令和 7 年 3 月 31 日以前に旧ガイドラインに基づきすでに開始されている法適合状況調査については従前の取扱いによることができることとする。

2. 検査済証の交付を受けずに建築された建築物の増築等に係る確認審査等の運用について

法第 7 条等の規定により建築主が工事を完了した際に完了検査を受検し、検査済証の交付を受けなければならなかったにもかかわらず検査済証の交付を受けていない場合、当該建築主が当該規定に違反していることは言うまでもないが、検査済証が交付されていないことのみをもって、直ちに、当該工事に係る建築物に対して特定行政庁による違反建築物に対する措置が必要であると判断されるものではない。

また、当該建築物において建築基準法令の規定（既存不適格である規定を除く。）に適合しない部分がある場合であっても、当該部分を含む計画建築物全体を建築基準関係規定に適合させる増築等について、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関による建築確認・検査を受け、適法に増築等を行うことが可能であることから、必ずしも、確認審査等の前に特定行政庁において当該建築物が違反建築物であるか否かを確定することを要しない。なお、このことは当該建築物が違反建築物であることを特定行政庁が確知している場合において、特定行政庁が違反是正の措置を講じることを妨げるものではない。

以上

既存建築物の現況調査ガイドライン
(第1版)

令和6年12月

国土交通省

目次

1. はじめに	1
(1)ガイドライン策定の目的	1
(2)ガイドラインの対象	1
(3)現況調査の実施者	1
(4)現況調査を踏まえた増築等の考え方	2
2. 現況調査の方法	3
(1)現況調査の流れ	3
(2)検査済証の交付状況等の調査【調査1】	4
(3)現地調査【調査2】	5
(4)現況調査報告書の作成	12
3. 増築等の計画及び確認申請書の作成	19
(1)増築等の計画の作成	19
(2)確認申請書の作成	20
(3)図書の保存	22
既存不適格早見表	23

・本ガイドラインでは法令名を以下のように略記します。

<正式名称>	<略記>
・建築基準法	:法
・建築基準法施行令	:令
・建築基準法施行規則	:規則

・法令等は以下のように略記します。

- ・法第2条第1項第3号 →法2①三
- ・平成12年建設省告示第1347号 →H12建告1347

1. はじめに

(1) ガイドライン策定の目的

既存建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「**増築等**」という。)を行おうとする場合には、当該建築物について増築等を行う部分のみならず、増築等を行わない既存部分も併せて建築基準法令の規定に適合する必要があります。

また、建築基準法令の改正、都市計画の変更等により、建築基準法令の規定に適合しなくなるために当該規定が適用されていない(以下、このような状態を「**既存不適格**」という。)建築物の増築等を行う際には、当該規定を適用して現行の規定への適合を求めることとしています。ただし、既存不適格である規定を現行の規定に適合させようとすると建築主の負担が過大になる場合があることから、一定の範囲内の増築等を行う場合には、適用していなかった規定を引き続き適用しない(既存不適格を継続する)こととする緩和措置(以下「**既存建築物の緩和**」という。)を講じています。

本ガイドラインは、既存建築ストックの有効活用の円滑化を図ることを目的に、増築等を行おうとする既存建築物(以下「**計画建築物**」という。)及びその敷地について、建築確認・検査で適合性を確認する建築基準関係規定のうち、建築基準法令の規定への適合状況を調査(以下「**現況調査**」という。)するための手順、方法、既存建築物の緩和が適用されることの確認方法並びに確認申請における活用を想定した現況調査報告書の作成方法を示すものです。

建築基準関係規定	
建築基準法令の規定 ・ 建築基準法 ・ 建築基準法施行令 ・ 建築基準法施行規則 ・ 建築基準法に基づく条例 →本ガイドラインにおける現況調査の対象	その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令の規定(令第9条ほか) ・ 消防法 ・ 都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法 ・ 水道法、下水道法、浄化槽法 ・ ガス事業法 ・ 建築物省エネ法 等

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、既存建築物(旧第38条(特殊の材料又は構法)に基づく認定を受けたものを除く。)を対象とします。

(3) 現況調査の実施者

現況調査は、既存建築物の増築等を行おうとする建築主の依頼に応じて、一級建築士、二級建築士又は木造建築士がそれぞれの設計又は工事監理が可能な建築物について実施します。

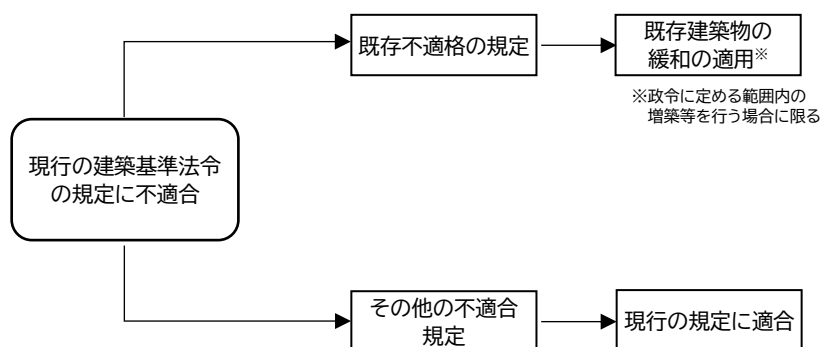
(4) 現況調査を踏まえた増築等の考え方

現況調査の結果、現行の建築基準法令の規定に適合しない規定について、次に掲げるいずれかの場合には既存不適格であることが確認できるため、増築等の際に政令で定める範囲内において、既存建築物の緩和が適用されます。

- ・直近の建築（新築、増築、改築又は移転をいう。）、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「**建築等**」という。）の工事について検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しなくなる改変（居室の窓がふさがれているなど建築等に該当しない行為）がされていない場合
- ・直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けていないが、現況調査の結果、建築等の工事の着手時の建築基準法令の規定に適合していることが確認できた場合

なお、直近の建築等の工事の着手時の建築基準法令の規定への適合状況が確認できない部分は、現行の建築基準法令の規定に適合させる必要があります。また、直近の建築等の工事の着手時を特定できない場合は、計画建築物全体を現行の建築基準法令の規定に適合させることとします。

■ 現行の建築基準法令の規定に適合しない場合の対応



2. 現況調査の方法

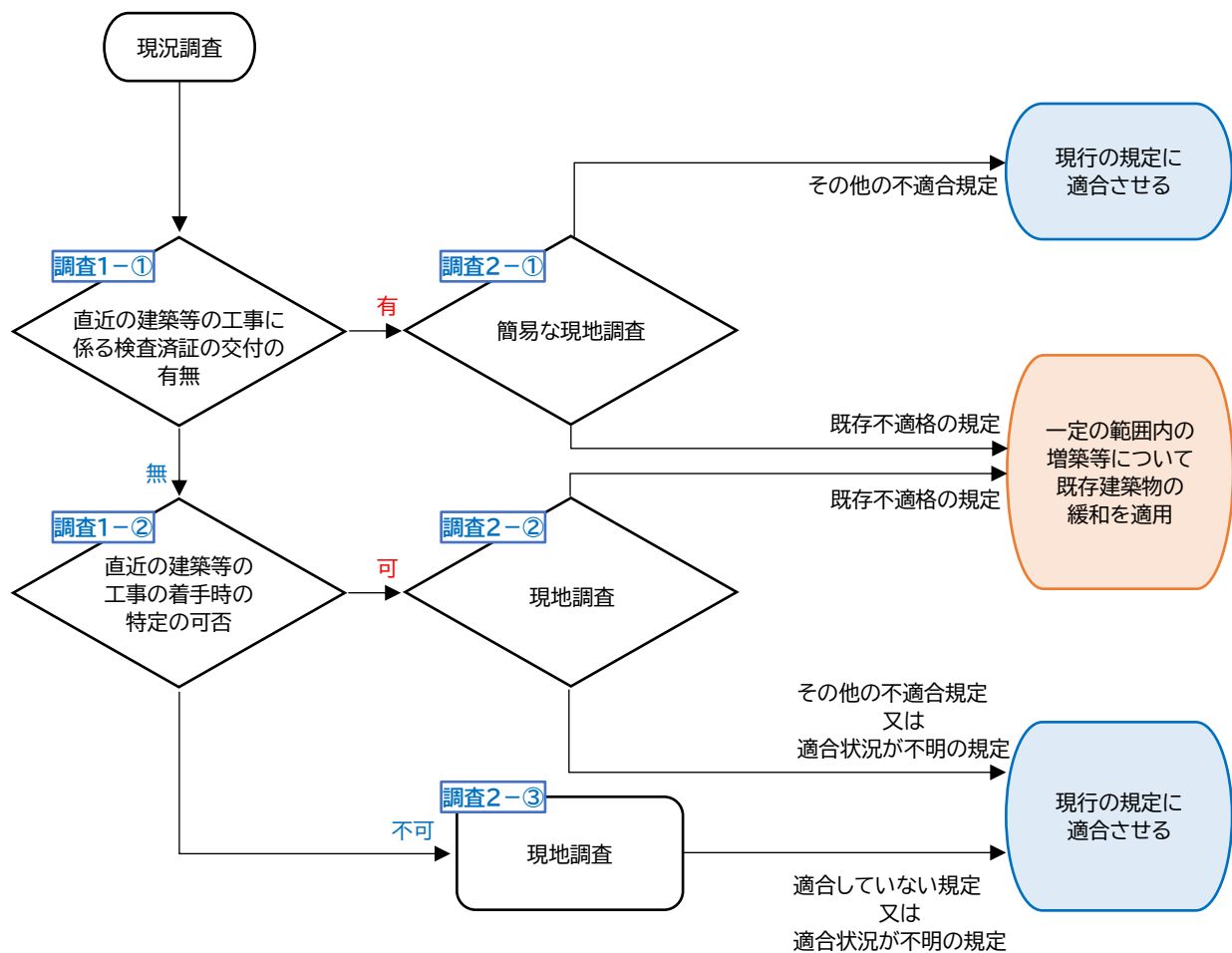
(1) 現況調査の流れ

現況調査では、次の2つの調査を行います。

調査1 検査済証の交付状況等の調査

調査2 現地調査

■ 現況調査の全体像



ここで「規定」とは、建築基準法令の規定をいう

(2)検査済証の交付状況等の調査【調査1】

はじめに、計画建築物に関する直近の建築等の工事に係る検査済証の交付状況又は当該工事の着手時について調査します。

【調査1－①】直近の建築等の工事に係る検査済証の交付状況の調査

計画建築物の所有者等が保有している直近の建築等の工事に係る検査済証を確認します。

所有者等が検査済証を紛失している場合や、保有している検査済証が直近の建築等の工事に係るものかどうか分からない場合であっても、特定行政庁に対して「[処分等概要書](#)」の閲覧を請求することや「[台帳記載事項証明書](#)」の発行を受けることにより、直近の建築等の工事に係る検査済証の交付状況の調査が可能です。

【調査1－②】直近の建築等の工事の着手時の調査

調査1－①により直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できない場合は、当該工事の着手時を調査します。

直近の建築等の工事に係る確認済証に添付される確認申請書の副本があれば、第三面に記載されている工事着手予定年月日を確認します。

確認申請書の副本がない場合は、それと同等の図書※¹に記載された工事着手予定年月日から直近の建築等の工事の着手時を明らかにします。

※¹ 確認申請書の副本と同等の図書として、次に掲げる図書も活用ができます

- ・ 設計住宅性能評価申請書の副本
- ・ 建設住宅性能評価申請書の副本
- ・ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本
- ・ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の申請書の副本

これらの図書がない場合は、工事請負契約書、登記事項証明書、固定資産税課税台帳登録事項証明書、固定資産税の課税明細書などの書類から直近の建築等の工事の着手時を明らかにします。

(3)現地調査【調査2】

現地調査を行うに当たっては、直近の建築等の工事における計画建築物の図面や、計画建築物に使用されている建築材料や建築設備の仕様、性能が記載された書類、特定行政庁による許可・認定通知書その他の図書を可能な限り用意します。

現地調査では、現行の建築基準法令の規定への適合状況を確認することを基本とします。調査項目は、9～11ページにチェックリストを例示しています。調査結果は14ページに例示するような表にまとめ、現地の状況を写真等により記録します。調査結果に基づき壁量計算等を行った場合は、当該計算書等を添付します。

現地調査の際は、新築時と異なり、既に使用されている状況であることを踏まえて、調査者が立入り可能な場所において、歩行等通常的手段により移動できる範囲で行います。

基礎や躯体により隠蔽された部分の仕様等は、天井・床下点検口や非居室など居住に支障のない室等において、原状復旧可能な範囲で部分的に切り欠いたり、ファイバースコープ等の器具や計測機器等を用いたりして、可能な限り当該部分の状況を確認します。基礎の配筋寸法や間隔については、非破壊検査等を専門に行っている調査会社に技術協力を得て調査することも考えられます。

やむを得ず調査が不可能な箇所が生じた場合は、当該箇所とその理由を報告書に明記します。ただし、適合状況が「不明」となる規定については既存建築物の緩和を適用することができなくなるため、緩和を適用してなるべく経済的に増築等を行うためには、建築物の所有者等にこの旨を説明し、現地調査に可能な限りの協力を得る必要があります。

以下、調査1の結果に応じて現地調査(調査2)の方法が3通りに分かります。概略は下表のとおりです。

調査事項	調査2－①	調査2－②	調査2－③
現行の規定への適合状況	既存不適格である可能性のある規定についてのみ現地調査 ＋ 規定に適合しない改変の有無の確認	すべての規定について現地調査	すべての規定について現地調査
直近の建築等の工事着手時の規定への適合状況	検査済証の交付の事実をもって確認	現行の規定に不適合であった規定のうち、既存不適格である可能性のある規定についてのみ現地調査	—

【調査2－①】 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できた場合

直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できた場合は、計画建築物は当該工事の着手時の規定に適合していると判断できます。また、法第6条の4及び法第7条の5の規定による確認・検査の特例(いわゆる4号特例)により、確認・検査が省略された規定(以下「**審査省略規定**」という。)についても、建築士により設計され、適切な工事監理がされていることが建築確認・検査において確認されているため、直近の建築等の工事の着手時の規定に適合しているとみなすことができます。

その上で、直近の建築等の工事の着手時以降に改正された規定又は関係する都市計画、区域、数値等が決定若しくは変更された規定(以下「**既存不適格である可能性のある規定**」という。)以外の規定については、現行の建築基準法令の規定にも適合していると判断できます。どの規定が既存不適格である可能性のある規定に該当するのかについては、巻末の「**既存不適格早見表**」を参考に確認してください。

そこで、調査 2－①の現地調査では、既存不適格である可能性のある規定を対象に、現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。

また、直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しない改変がされていないかどうかを、現地の状況の目視や所有者等へのヒアリングを通じて確認します(改変とは、建築等に該当しない行為を指し、例えば、居室の採光上有効な窓をふさぐなどの行為が該当します。)

現地調査の結果、直近の建築等の工事の着手時以降に改正された現行の建築基準法令の規定に不適合となった規定は「不適合(既存不適格)」、改変により建築基準法令の規定に適合しない規定は「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」、それ以外の規定は「適合」となります。「不明」となった規定については、「適合」又は「不適合(既存不適格)」であることから、「不適合(既存不適格)」とみなして既存建築物の緩和を適用することが考えられます。

また、直近の建築等の工事において既存建築物の緩和を適用した規定は「不適合(既存不適格)」となります。この規定は、当該工事に係る検査済証の記6. の記載から確認することができます。

【調査2－②】 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けていないが、当該工事の着手時を特定できる場合

調査 2－②の現地調査では、検査済証の交付が確認できないことから審査省略規定を含むすべての現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。次に、不適合となった規定のうち、既存不適格である可能性のある規定を対象に直近の建築等の工事着手時の規定への適合状況を調査し、既存不適格であるか否かを確認します。

調査の結果、現行の規定に適合している規定は「適合」、それ以外で直近の建築等の工事の着手時の建築基準法令の規定に適合している規定は「不適合(既存不適格)」、適合していない規定は「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」とします。

ア) 直近の建築等の工事に係る確認申請書の副本の添付図面※1がある場合

当該図面は建築基準関係規定に適合していることについて確認済証の交付を受けた建築計画の図面であるため、直近の建築等の工事の着手時の規定への適合状況の調査に活用することができます。さらに、既存不適格である可能性のある規定以外の規定については、現行の規定への適合状況の調査にも活用することができます。

当該図面と現地の計画建築物を照合することにより、計画建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。

※1 確認申請書の副本に添付された図面と同等の図面として、次に掲げる図面も活用ができます

- ・ 設計住宅性能評価申請書の副本の添付図面
- ・ 建設住宅性能評価申請書の副本の添付図面
- ・ 長期優良住宅計画等認定申請書の副本の添付図面
- ・ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の申請書の添付図面

イ) ア)以外の図面がある場合

竣工図面などア)以外の図面について、図面上で建築基準法令の規定への適合性を調査し、適合性が確認できた部分について現地の計画建築物と照合することにより調査します。

図面に記載がされていない建築材料や建築設備の仕様、性能については、それらに関する図書と現地を可能な限り確認します。

ウ) 図面がない場合

現地の計画建築物を実測・調査して現況の図面を作成し、当該図面上で建築基準法令の規定への適合性を調査することにより行います。現地で確認ができない建築材料や建築設備の仕様、性能については、それらに関する図書を可能な限り確認します。

【調査2-③】 直近の建築等の工事の着手時を特定できない場合

計画建築物の現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。

図面がある場合は調査2-②のイ)に記載の方法、図面がない場合はウ)に記載の方法と同様です。

調査の結果、適合している規定は「適合」、適合していない規定は「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」とします。

(参考)過去の建築基準法令の規定の確認方法

(一財)建築行政情報センターが提供する「法令データベース」では、建築基準法令・建築士法令及びそれらの関係告示・通知の内容を過去に遡って検索することができます。

<https://www.icba.or.jp/horeidb/>

法令データベース

検索キーワードを入力してください。 🔍 検索 詳細検索

前日 今日 翌日 2024(令和06年) 年 10 月 31 日 日付設定

建築基準法 建築基準法施行令 建築基準法施行規則 建築基準法規則様式 建築基準法編纂省令 士法 士法施行令 士法施行規則 士法規則様式 士法編纂省令 告示 通知

建築基準法

目次 条目目次

第1章 総則 (第1条～第18条の3)。

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備 (第19条～第41条)。

第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

▶ 第1節 総則 (第41条の2・第42条)。

▶ 第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 (第43条～第47条)。

▶ 第3節 建築物の用途 (第48条～第51条)。

▶ 第4節 建築物の敷地及び構造 (第52条～第60条)。

© 2024 Information Center for Building Administration.

※本データベースを利用するには、(一財)建築行政情報センターの会員になる必要があります。

■調査項目チェックリスト

本チェックリストは、計画建築物が2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)である場合を想定したものとしています。一般的に、2階建ての木造一戸建ての住宅の規模の建築物であれば、部位により部材や施工方法を大きく変えることはないと考えられることから、現地で適切に適合状況を調査できる箇所を選定して、隠蔽部については規定ごとに少なくとも1箇所以上(構造関係にあつては、各階1箇所以上)を調査します。また、施工状況が分かる図書等があり、使用されている材料の種類や寸法等が確認できる場合は、調査の一部を省略することができます。

それ以外の建築物である場合には、計画建築物の構造種別や用途に応じて必要な規定を適宜追加するなどしてください。なお、構造関係規定については、仕様規定によらずに構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる場合には、「適合」とすることができます。

適用	法令	規定の内容	調査項目	調査方法
敷地関係 (法第43条及び第44条は都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用)				
☐	法19	敷地	・敷地内の排水状況 ・敷地内の不同沈下、傾斜等の状況 ・擁壁等敷地内の安全上の措置の状況	目視等及び計測
☐	法43	接道	・特定行政庁による道路の指定状況 ・特定行政庁による許可・認定の有無と適合状況 ・道路との接道長さ ・前面道路幅員	特定行政庁の指定道路図を確認 図書及び目視等 計測
☐	法44	道路内建築	・道路、建築物、擁壁等の位置	目視等
構造関係				
☐	法20	基礎	・立ち上がり部分の基礎の構造、材料及び寸法 ・基礎の配筋間隔、鉄筋径等の状況 ・(令第38条第4項の構造計算による場合)コンクリートの強度	目視等及び計測 ・電磁誘導法 又は ・電磁波レーダー法による鉄筋探査及びはつり出し ・コンクリート圧縮試験 又は ・シュミットハンマー試験
☐		屋根ふき材 外装材等	・緊結等の状況	目視等
☐		木材	・構造耐力上主要な部分に使用されている木材の状況	目視等
☐		土台及び基礎	・土台の緊結等の状況	目視等
☐		柱の小径	・欠込み等の有無 ・部材寸法(柱の小径)	目視等 計測
☐		はり等の横架材	・欠込み等の有無	目視等
☐		筋かい	・柱梁接合部及び筋かいの金物の有無及び金物種類、緊結の状況 ・欠込み等の有無 ・筋かいの部材寸法	目視等 計測
☐		軸組等	・筋かい、耐力壁の位置 ・金物種類 ・筋かい、耐力壁の部材寸法等の状況 ・壁量計算による必要壁量及び存在壁量、配置の確認 ・壁配置のバランス	目視等 目視等及び計測 壁量計算
☐		継手又は仕口	・柱梁接合部の金物の有無及び金物種類、緊結の状況 ・筋かいの部材寸法	目視等 計測
☐		防腐措置	・腐りやすい構造である部分の下地材 ・柱、筋かい、土台の防腐・防蟻処理の状況	目視等
☐		塀	・塀の高さ、厚さ ・控え壁、基礎の有無、塀の健全性 ・塀の配筋間隔、鉄筋径等の状況	目視等及び計測 ・電磁誘導法 又は

適用	法令	規定の内容	調査項目	調査方法
				・電磁波レーダー法による鉄筋探査及びはつり出し
□		建築設備の構造強度	・給湯設備の満水時の質量 ・給湯設備の形状 ・給湯設備の緊結状況	・設備の型番から仕様を確認 ・目視等
防火関係				
□	法61	防火地域・準防火地域内の建築物	・防火地域、準防火地域の指定状況 ・建築物の規模に応じた耐火建築物、準耐火建築物等の種別及び構造材の状況 ・延焼のおそれのある部分の防火設備の位置、形状等	市区町村の都市計画情報を確認 ・目視等 又は ・設備の認定シール等を確認
□	法62	屋根	・防火地域、準防火地域の指定状況 ・屋根材の状況	市区町村の都市計画情報を確認 目視等
□	法22	屋根	・法第22条区域の指定状況 ・屋根ふき材の状況	特定行政庁による指定状況を確認 目視等
□	法23	外壁	・法第22条区域の指定状況 ・外壁材の状況	特定行政庁による指定状況を確認 目視等
□	法35の2	内装	・火気使用室の有無 ・内装材	・目視等 又は ・材料の認定シール等を確認
設備関係				
□	法28②,③	換気	・開口部の形状等 ・ガス設備等の有無 ・給気口、排気口の位置 ・火気設備の出力等 ・機械換気設備の性能等 ・換気設備の有効換気量	目視等 ・目視等 又は ・設備の型番から性能等を確認 ・目視等 又は ・設備の型番から性能等を確認
□	法31	便所	・下水道処理区域の指定状況の確認 ・換気、採光のための窓の有無及びそれに代わる照明器具、換気設備の有無 ・漏水等の有無 ・浄化槽の性能等	地方公共団体の指定状況を確認 ・目視等 ・浄化槽の保守点検結果及び設備の型番から性能等を確認
□	法32	電気設備	・不具合の有無	目視等
□	法36 (令129の2の4)	給排水設備	・配管設備の設置状況 ・漏水等の有無	目視等
材料関係				
□	法37	建築材料	・基礎のコンクリート、鉄筋のJISへの適合状況	・図書等により使用材料の仕様を確認
□	法28の2 一・二	石綿	・石綿の吹付けの有無	・目視等
□	法28の2 三	クロルピリホス	・添加の有無(添加されている場合は、5年以上が経過していること)	・図書等により仕様を確認 又は ・目視等
□		ホルムアルデヒド	・使用の有無(使用されている場合は、5年以上が経過していること) ・換気経路(建具のアンダーカット、ガラリ等の有無)	・図書等による仕様を確認 又は ・目視等
			・換気設備の有効換気量 ・居室の面積、天井高さ	・設備の型番から性能等を確認 計測
			一般構造関係	
□	法28①	採光	・照明設備の性能等 ・居室の面積 ・開口部の寸法、開口中心からの垂直距離 ・外壁と隣地境界線等との距離	・設備の型番から各種性能(床面において50lx以上の照度)を確認 計測
□	法29	地階における居室	・居室の面積 ・からぼり等の有無 ・地面に接する外壁等の構造	計測 目視等
□	法36 (令21,22)	居室の天井高さ	・天井高さ	計測
□		居室の床高さ及び防湿	・防湿措置(最下層の床の材料)の状況 ・外壁の床下換気孔の状況 ・床の高さ	目視等 計測

適用	法令	規定の内容	調査項目	調査方法
☐	法36 (令23～26)	階段	・階段及び踊場の幅員 ・階段の蹴上げ、踏面の寸法 ・手すりの設置状況、出幅の寸法 ・踊場の設置状況 ・階段に代わる傾斜路の設置状況	目視等及び計測
用途関係（都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用）				
☐	法48, 49	用途	・用途地域、特別用途地区の指定状況 ・兼用用途の有無及び当該用途に供する床面積	市区町村の都市計画情報を確認 目視等及び計測
形態関係（都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用）				
☐	法47	壁面線	・壁面線の指定状況 ・壁面線と外壁との距離	特定行政庁による指定状況を確認 計測
☐	法52	容積率	・指定容積率 ・建築物の延べ面積及び敷地面積 ・前面道路幅員	市区町村の都市計画情報を確認 計測
☐	法53	建蔽率	・指定建蔽率 ・防火地域、準防火地域の指定状況 ・建築物の建築面積及び敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認 計測
☐	法53の2	最低敷地面積	・敷地面積の最低限度の指定状況 ・敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認 計測
☐	法54	外壁後退距離	・外壁の後退距離の限度の指定状況 ・外壁から敷地境界線までの距離	市区町村の都市計画情報を確認 計測
☐	法55	絶対高さ制限	・高さの限度の指定状況 ・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報を確認 計測
☐	法56	道路高さ制限	・用途地域の指定状況 ・前面道路幅員 ・前面道路との高低差 ・建築物の高さ ・道路境界線との距離	市区町村の都市計画情報を確認 計測
		北側高さ制限	・用途地域の指定状況 ・日影による高さ制限の対象区域の指定状況 ・真北の方角 ・真北方向の境界線との距離 ・北側隣地との高低差 ・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報及び条例の 制定状況を確認 計測
☐	法58	高度地区内の建築物	・高度地区の指定状況 ・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報を確認 計測
その他(条例により付加された制限)				
☐	法39, 40, 68 の2他	地方公共団体の条例による制限	・地方公共団体の条例による制限の有無及び内容	・条例の制定状況を確認 ・制限の内容に応じて確認方法を検討

(4)現況調査報告書の作成

調査者は、現況調査の結果について、次に掲げる図書で構成される現況調査報告書を作成します。

①現況調査報告書(かがみ)

②現況調査結果表

③調査箇所や結果を示した図面(増築等の履歴がある場合は、当該部分を示すもの)

④直近の建築等の工事の検査済証の交付の事実が分かる書類又は直近の建築等の工事の着手時を確認した書類

■現況調査報告書(かがみ)

現況調査報告書			
2. に記載の建築物の現況調査の結果を報告します。本報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。 所有者等の氏名 様 令和6年12月15日 調査者氏名 既存 太郎			
1. 調査者 (代表となる調査者)	①資格	(一級) 建築士 (大臣) 登録 第 1 2 3 4 5 6 号	
	②氏名のフリガナ	キソン タロウ	
	③氏名	既存 太郎	
	④勤務先	(一級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録 第 1 2 3 4 5 6 号	
	⑤所在地	〇〇県 XX 市 XX 1-1-1	
	⑥電話番号	XX-XXXX-XXXX	
	⑦その他調査者	☒ 有 (別紙) ☐ 無 ※専門の調査会社に依頼した場合は当該調査者	
2. 調査対象建築物及び敷地の位置	①敷地の位置	〇〇県 XX 市 XX 1-1-1	
	②防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ その他 (法第22条区域) ☐ 指定なし	
	③用途地域等	第二種中高層住居専用地域	
	④現況用途	一戸建ての住宅	⑤構造 木造
	⑥階数	地上2階/地下1階	⑦敷地面積 120.20 m ²
	⑧建築面積	80.2 m ²	⑨延べ面積 154.0 m ²
3. 調査結果概要	①直近の建築等の工事の着手時点	昭和50年4月1日	②検査済証の交付年月日 ☒ 有 ☐ 無 昭50.7.20 x x x x 第12345号
	②現況調査結果※1 適合 下記以外の規定		

	不適合（既存不適格）	令第38条第3項（平成12年6月1日） 令第46条第4項（昭和56年6月1日） 令第47条（平成12年6月1日）	
	不適合（その他）	法第28条第1項	
	不明	なし	
	③その他特記事項	平成12年 バリアフリーに対応した段差解消及びトイレの更新工事	
	④調査年月日	令和6年11月30日 実施	
4. 改変※2の有無及び概要	1階居室の一部で窓がベニヤ板でふさがれている。		
5. 現況調査に用いた図書	現況図面の作成	☐ 有 ☒ 無	
	確認申請書の副本に添付された図面、竣工図面 壁量計算書、専門調査会社に依頼した配筋調査結果報告書		
6. 備考			

※1 現況調査結果：次のとおり記載します。

適合：現行の規定に適合している場合

不適合（既存不適格）：不適合である規定のうち、既存不適格である場合（既存不適格となった時点をかっこ書きで記載）

不適合（その他）：不適合である規定のうち、既存不適格ではない場合

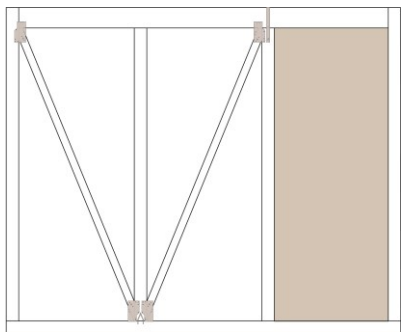
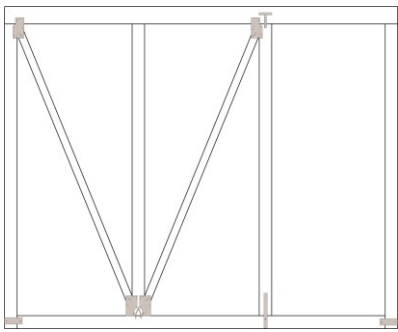
不明：やむを得ず調査ができず適合状況がわからない規定

※2 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しない建築等に該当しない行為（居室の採光上有効な窓をふさぐなど）

* 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

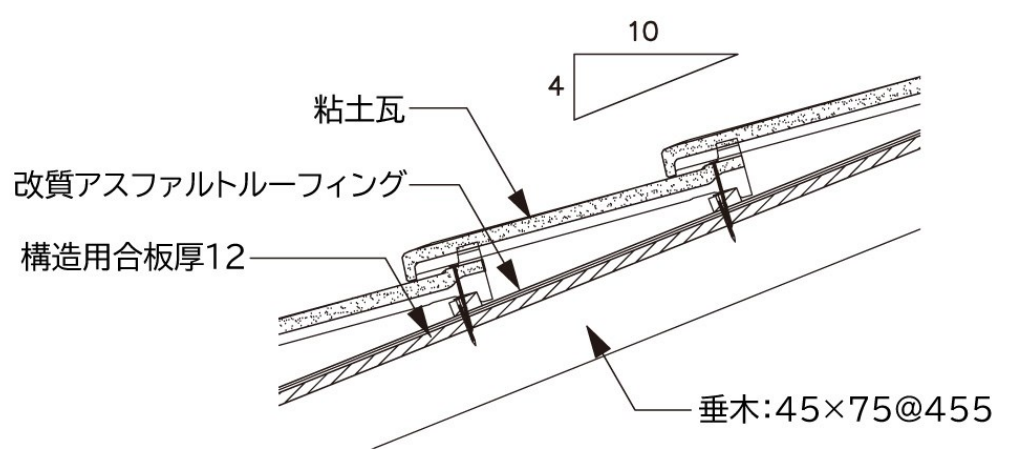
■現況調査結果表

法令 条項	調査の概要		調査結果
法 第 20 条	調査項目	・ 立ち上がり部分の基礎の構造、材料及び寸法 ・ 基礎の配筋間隔、鉄筋径等の状況	不適合 (既存不適格)
	判断理由等	建物北側基礎 1 箇所において、目視により基礎の構造及び材料、簡易な計測機器により寸法を確認した結果、確認申請書の副本の図面どおりに施工されていたため、建築等の工事の着手時の規定に適合と判断。 同箇所において、基礎の配筋間隔、鉄筋径等の状況について、専門の調査会社に調査（別添）を依頼した結果を踏まえて、建築等の工事の着手時の規定に適合と判断。	
	調査箇所の写真		
	詳細図		
	基礎形式 べた基礎 (単位:mm) 配筋 シングル 立上り上端主筋 種類 SD295 本数-径 1-D13 せん断補強筋 種類 SD295 径 D10 本数 1 ピッチ 300 フック あり 地上高さ 450 150 底盤地上高さ 50 ▽GL		

調査項目	・筋かい、耐力壁の位置 ・金物種類 ・筋かい、耐力壁の部材寸法等の状況 ・軸組計算による必要壁量、配置の確認 ・釣合いの良い配置	不適合 (既存不適格)
判断理由等	壁量計算の結果、必要壁量に対して、2階の一部で図示された存在壁量が不足している。押入れの天井にある点検口から筋かいを確認し、金物の存在と緊結状況を確認し、問題ないことを確認。それ以外の箇所に設置された筋かいも同様に施工されていると判断した。	
調査箇所の写真		
 【1階】 柱 : 10.5cm×10.5cm 梁 : 10.5cm×24cm 筋かい : 4.5cm×9cm 耐力壁 : 構造用合板 金物 : あり (筋かいプレート)  【2階】 柱 : 10.5cm×10.5cm 梁 : 10.5cm×24cm 筋かい : 4.5cm×9cm 耐力壁 : なし 金物 : あり (筋かいプレート)		

法第22条	調査項目	・ 法第 22 条区域の指定状況 ・ 屋根ふき材の使用材料等の状況	適合
	判断理由等	法第 22 条区域に指定されているため、2 階から 1 階屋根の使用材料を目視により確認したところ、確認申請書の副本に添付された図面と照合し、同一であると判断した。	
	調査箇所の写真		

詳細図



10
4

粘土瓦

改質アスファルトルーフィング

構造用合板厚12

垂木:45×75@455

法 第 28 条 第 1 項	調査項目	・ 照明設備の性能等 ・ 建築物の高さ ・ 開口部の寸法 ・ 外壁と隣地境界線等との距離	不適合 (その他)
	判断理由等	一部の居室で窓がベニヤ板でふさがれており、採光上有効な面積を確保できていない。	
	調査箇所の写真 ※写真イメージ 		
詳細図			

※1 調査結果は、以下のいずれかの凡例にしたがって記入してください。

適合 : 現行の規定に適合だった規定

不適合（既存不適格） : 不適合だった規定のうち、既存不適格である規定

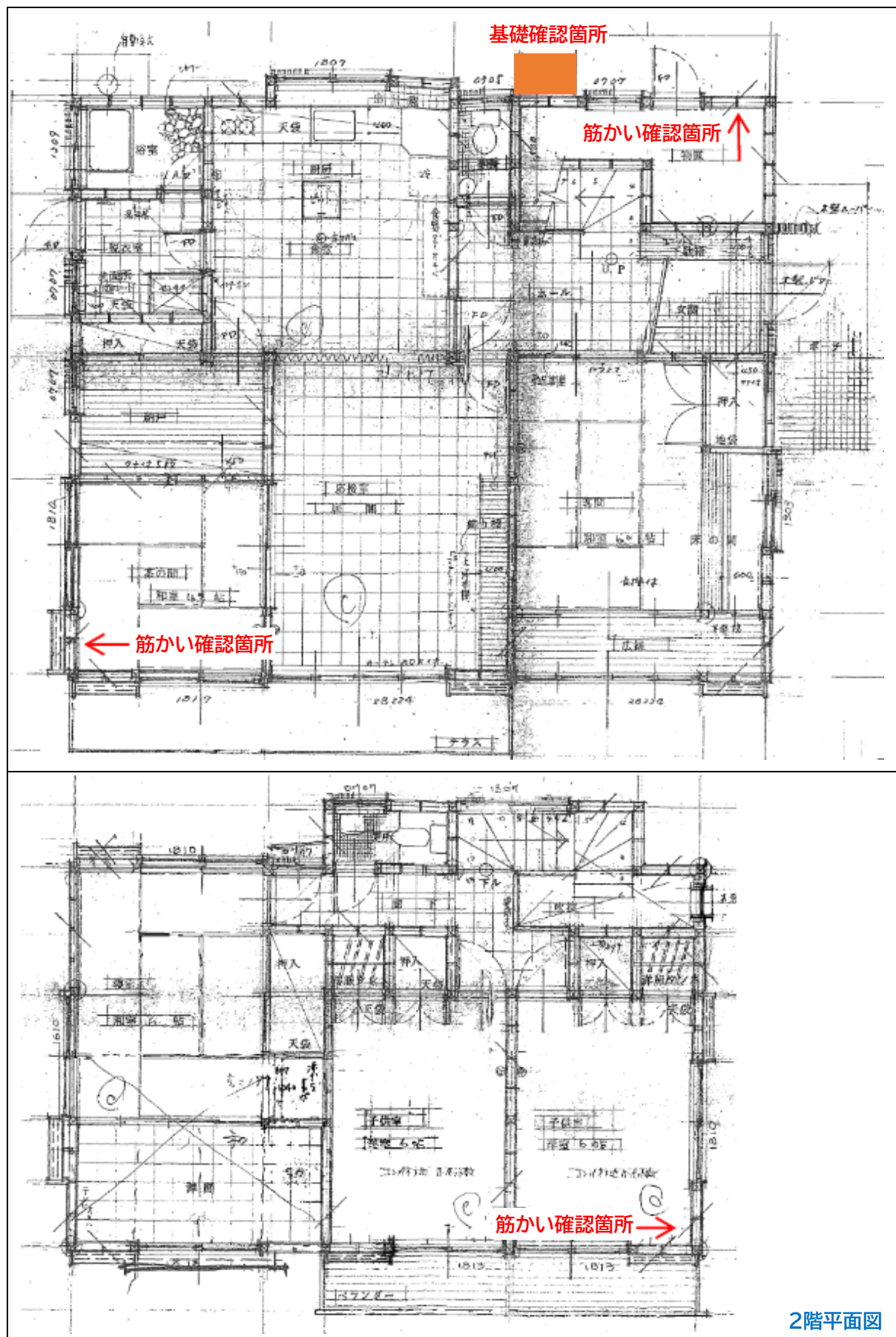
不適合（その他） : 現行の規定に不適合で既存不適格ではない規定

不明 : やむを得ず調査ができず適合状況が分からない規定

※2 壁量計算書等は、別紙に取りまとめて現況調査結果表に添付してください。

※3 調査できた範囲内で写真を添付し、必要に応じて詳細図を記載してください。

■調査箇所や結果を示した図面の一例(平面図)



3. 増築等の計画及び確認申請書の作成

(1) 増築等の計画の作成

現況調査の結果を踏まえて、次に示す方針により増築等の計画を作成します。

① 現行の建築基準法令の規定に適合させる部分

現況調査の結果が「不適合(その他)」となった規定については現行の建築基準法令の規定に適合させます。また、「不明」となった箇所※についても適合していないものとみなし、現行の建築基準法令の規定に適合させます。

※法第37条(建築材料の品質)の規定の適用については、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成12年建設省告示第1446号)第1ただし書きにおいて、「現に存する建築物又は建築物の部分(法第37条の規定又は法第40条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。))に使用されている建築材料」は指定建築材料に該当しないこととされており、調査結果が「不明」のものについては、違反であることが確定しなければ指定建築材料に該当しないこととします。

ただし、現況調査の結果が「不明」だった規定について、現行の建築基準法令の規定に適合させる改修を計画した場合であっても、工事施工中に当該箇所を確認し、現行の建築基準法令の規定に適合していることが確認できれば、当該箇所については改修を行わないこととすることができ

② 既存建築物の緩和が適用される部分

現況調査の結果が「不適合(既存不適格)」となった規定については、法第86条の7の規定に基づき、政令に定める範囲内の増築等を行う場合には、既存建築物の緩和が適用されます。2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)において緩和が適用される規定について、工事種別に応じて次ページで示す表で整理しているので参考にしてください。政令に定める増築等の範囲の具体的な内容については、別冊の「[既存建築物の緩和措置に関する解説集](#)」を参照してください。

■増築等の際に既存建築物の緩和が適用される規定(2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)の場合)

●は既存建築物の緩和が適用できる規定 ×:既存建築物の緩和が措置されていない規定

規定の内容		法令	増築・改築	大規模の修繕 大規模の模様替
構造	構造耐力	法20	●	●
防火	防火・準防火地域内の建築物	法61	●	●
	防火・準防火地域内の屋根	法62	●	×
	法第22条区域内の屋根	法22	●	×
	法第22条区域内の外壁	法23	●	●
	内装	法35の2	●	●
設備	換気・火気使用室等の換気	法28②,③	●	●
	便所	法31	●	●
	電気設備	法32	●	●
	配管設備	法36 (令129の2の4～ 令129の2の5)	●	●
材料	石綿	法28の2一・二	●	●
	ホルムアルデヒド	法28の2三	●	●
一般構造	採光	法28①	●	●
	地階の防湿措置	法29	●	●
	居室の天井の高さ、床の高さ 及び防湿方法	法36 (令21,22)	●	●
	階段	法36 (令23～26)	●	●
敷地	接道	法43	×	●
	道路内建築制限	法44	×	●
用途	用途地域	法48	●	●
形態	壁面後退	法47	×	●
	容積率	法52	●	●
	建蔽率	法53	×	●
	外壁後退距離	法54	×	●
	高さ(絶対高さ)	法55	×	●
	高さ(斜線制限)	法56	×	●
	高度地区	法58	×	●

(2)確認申請書の作成

増築等の工事に着手するにあたり、増築等の計画に係る建築確認を受け、確認済証の交付を受ける必要があります※。増築等を行う建築物の建築確認では、計画建築物の増築等を行う部分のみならず、増築等を行わない既存部分も併せて建築基準法令の規定に適合することについて審査がされるので、現況調査報告書を確認申請図書として活用します。

※増築等後の建築物が法第6条第1項各号に該当しない場合又は増改築に係る部分の床面積が10㎡以内である場合(防火地域及び準防火地域内を除く。)については、確認申請は不要です。

新築、増築等を問わず、基本的には規則第1条の3に定められている確認申請書及び添付図書を用意することになりますが、本条に定められている添付図書のうち、構造詳細図、使用建築材料表、計算書等に示すべき事項に相当する事項が現況調査報告書に盛り込まれていれば、現況調査報告書をもってまとめて提出することができます。

既存建築物の緩和が適用される場合は、現況調査報告書を規則第1条の3第1項 表2(61)項に掲げる「既存不適格調書」として活用することができます。当該緩和措置が適用される規定については適用されない(引き続き既存不適格となる)こととなるため、確認申請書の添付図書は次の表のとおりとなります。

■既存建築物の緩和が適用される場合の添付図書(2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)の場合)

既存建築物の緩和により適用されない規定		必要となる図書や記載事項 (増築・改築の場合)	必要となる図書や記載事項 (大規模の修繕・大規模の模様替の場合)
共通		・各階平面図に増築・改築に係る部分を明示	・各階平面図に大規模修繕・模様替に係る部分を明示
構造		・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書 ・断面図にエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を明示	・構造耐力上の危険性が增大しないことを確認する図書
防火	防火地域・準防火地域内の建築物	・平面図に防火設備の位置を明示 ・耐火構造等の構造詳細図 ・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書 ・加熱遮断壁等を確認する図書	・20分間防火設備の設置を確認する図書
	防火地域・準防火地域内の屋根	・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書	(緩和の適用なし)
	法第22条区域内の屋根	・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書	(緩和の適用なし)
	法第22条区域内の外壁	・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書 ・加熱遮断壁等を確認するために必要な図書、耐火構造等の詳細図	・政令で定める範囲内の大規模修繕・模様替であることを確認する図書 ・加熱遮断壁等を確認するために必要な図書、耐火構造等の詳細図
	内装	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
設備	換気・火気使用室等の換気	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	便所	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	電気設備	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	配管設備	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
材料	石綿	・各階平面図に石綿が吹付けられている部分を明示 ・断面図に石綿の被覆・固着措置を明示	・各階平面図に石綿が添加されている部分を明示
	ホルムアルデヒド	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
一般構造	採光	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	地階の防湿措置	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
	階段	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書
敷地	接道	(緩和の適用なし)	・特定行政庁の認定の内容に適合することの確認に必要な図書
	道路内建築制限	(緩和の適用なし)	・特定行政庁の認定の内容に適合することの確認に必要な図書
用途	用途地域	・敷地面積求積図に敷地の各部分の寸法及び算式を明示 ・建築面積求積図に建築物の各部分の寸法及び算式を明示	なし (用途変更を伴わない場合)
形態	容積率	各階平面図に ・増築前の容積率不算入部分以外の部分 ・増改築後の容積率不算入部分を明示	なし
	建蔽率	(緩和の適用なし)	なし
	高さ	(緩和の適用なし)	なし
	壁面後退	(緩和の適用なし)	なし

(3)図書の保存

本ガイドラインに基づき作成された現況調査報告書や、増築等の建築確認・検査の手続において交付された確認済証及び確認申請書の副本・添付図書並びに検査済証は、今後、増築等を計画するにあたって行われる現況調査や建築確認・検査の手続において必要となる図書であるため、所有者において確実に保存することが重要です。

既存不適格早見表

この既存不適格早見表は、現地調査(調査②)において、既存不適格である可能性のある規定を効率的に把握するため、2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)に適用される各規定について、既存不適格が発生した可能性のある改正事項を時系列的に整理したものです。改正された規定の施行時を●で示しています。

表の中の点線●●●は、建築基準法令の規定に関する都市計画、区域、数値等の決定又は変更により既存不適格となっている可能性があることを示すものです。計画建築物の敷地においてこれらの変更等があったかどうかについて、個別に確認してください。その他、建築基準法に基づく条例の規定については、個別に確認が必要です。

(既存不適格早見表の使い方)

施行年		構造規定 (基礎 (令第38条))	防火規定 (屋根 (法第22条))	建築設備 (電気設備 (法第32条))	一般構造 (採光 (法第28条第1項))	集団規定 (容積率 (法第52条))	絶対高さ限度 (法第55条)
西暦	和暦						
1950	S25		● S25/11/23 制定[法22]	● S25/11/23 制定[法32]	● S25/11/23 制定[法28①、令1 9.20]	● (参考)S25/11/23 空地地区による制限 【旧法56】	● (参考)S25/11/23 住居地域内外による 制限【旧法57】
1951	S26						
1952	S27						
1969	S44		●		●		
1974	S49		●		●	● S46/1/1 制定【旧法56廃止・ 法52制定】	● S46/1/1 制定[法55]
1975	S50		●		●		
1976	S51		●		●		
1977	S52		●		●		
1978	S53		●		●	● S52/11/1 住居系用途地域内 における前面道路 幅員に基づく制限強 化	●
1979	S54		●		●	● 2以上の区域にわた る場合の適用 【法52改正】	●
1980	S55		●		●		●
1981	S56		●		●		●
1982	S57		●		●		●
1983	S58		●		●		●
1984	S59		●		●		●
1985	S60		●		●	● 容積率の都市計画決定・変更	● 高さの限度の都市計画決定・変更
1986	S61		●		●		●
1987	S62		●		●		●
1988	S63		●		●		●
1989	S64/H1		●		●		●
1990	H2		●		●		●
1991	H3		●		●		●
1992	H4		●		●		●
1993	H5		●		●		●
1994	H6		●		●		●
1995	H7		●		●		●
1996	H8		●		●		●
1997	H9		●		●		●
1998	H10		●		●		●
1999	H11		●		●		●
2000	H12	● H12/6/1 基礎の構造方法【H 12建告1347制定】	●		● H12/6/1 採光補正係数の導 入【令20改正】	●	●
2001	H13		●		●		●
2002	H14		●		●		●
2003	H15		●		●		●
2022	R4		●		●	●	●
2023	R5	● R7/4/1 無筋基礎の禁止【H 12建告1347】	●		●	●	●
2024	R6		●		●	●	●
2025	R7		●		●	●	●

施行年		敷地			構造規定		
		敷地 (法第19条)	接道 (法第43条)	道路内建築 (法第44条)	基礎 (令第38条)	屋根ふき材・外装材等 (令第39条)	木造 (令第3章第3節)
西暦	和暦						
1950	S25	● S25/11/23 制定【法19】	● S25/11/23 制定【法43】	● S25/11/23 制定【法44】		● S25/11/23 制定【令39】	● S25/11/23 制定【令第3章第3節】
1951	S26	●					
1952	S27	●					
1953	S28	●					
1954	S29	●					
1955	S30	●					
1956	S31	●				● S31/7/1 棟部分の屋根瓦の緊 結方法【令39改正】	
1957	S32	●					
1958	S33	●					
1959	S34	●					● S34/12/23 柱の小径、引張筋か いの寸法、必要壁量 【令43,45,46改正】
1960	S35	●					
1961	S36	●					
1962	S37	●					
1963	S38	●					
1964	S39	●					
1965	S40	●					
1966	S41	●					
1967	S42	●					
1968	S43	●					
1969	S44	●					
1970	S45	●					
1971	S46	●			● S46/1/1 制定【令38】	● S46/1/29 屋根ふき材、外装材 及び構壁の基準 【S46建告109制定】	● S46/1/1 柱の有効細長比、風 圧力に対する必要 壁量、継手・仕口の ボルト締に座金使 用、外壁内部の防蟻 措置 【令42,43,46,47, 49改正】
1972	S47	●					
1973	S48	●					
1974	S49	●					
1975	S50	●					
1976	S51	●					
1977	S52	●					
1978	S53	●					
1979	S54	●					
1980	S55	●					
1981	S56	●					● S56/6/1 軟弱地盤における土 台の有無、圧縮筋か いの寸法、必要壁量、柱 の添木補強【令42,4 5,46,47改正、S56 建告1100制定】
1982	S57	●					
1983	S58	●					
1984	S59	●					
1985	S60	●					
1986	S61	●					
1987	S62	●					
1988	S63	●					
1989	S64/H1	●					
1990	H2	●					
1991	H3	●					
1992	H4	●					
1993	H5	●					
1994	H6	●					
1995	H7	●					
1996	H8	●					
1997	H9	●					
1998	H10	●					
1999	H11	●					
2000	H12	●			● H12/6/1 基礎の構造方法【H 12建告1347制定】		● H12/6/1 耐力壁の配置方法 (四分割法)、継手・ 仕口の緊結方法 【令46,47,H12建 告1352,旧H12建 告1460制定】
2001	H13	●					
2002	H14	●					
2003	H15	●					
2004	H16	●					
2005	H17	●					
2006	H18	●					
2007	H19	●					
2008	H20	●					
2009	H21	●					
2010	H22	●					
2011	H23	●					
2012	H24	●					
2013	H25	●					
2014	H26	●					
2015	H27	●					
2016	H28	●					
2017	H29	●					
2018	H30	●					
2019	H31/R1	●					
2020	R2	●					
2021	R3	●					
2022	R4	●				● R4/1/1 瓦屋根の緊結方法 強化【S46建告10 9改正】	● R7/4/1 柱の小径、壁量 【令43,46,S56 建告1100,H12 建告1349改正】
2023	R5	●			● R7/4/1 無筋基礎の禁止【H 12建告1347改正】		
2024	R6	●					
2025	R7	●					

施行年		堀 (令第61条,62条の8)	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	防火規定			
西暦	和暦			防火地域・準防火地域内の 建築物 (法第61条)	屋根 (法第62条)	屋根 (法第22条)	外壁 (法第23条)
1950	S25	● S25/11/23 制定【令61】		● S25/11/23 制定【旧法61,62,6 4(現法61)】	● S25/11/23 制定【旧法63(現法 62)】	● S25/11/23 制定【法22】	● S25/11/23 制定【法23】
1951	S26			●	●	●	●
1952	S27			●	●	●	●
1953	S28			●	●	●	●
1954	S29			●	●	●	●
1955	S30			●	●	●	●
1956	S31			●	●	●	●
1957	S32			●	●	●	●
1958	S33			●	●	●	●
1959	S34			● S34/12/23 対象建築物改正【法 61】	●	●	●
1960	S35			●	●	●	●
1961	S36			●	●	●	●
1962	S37			●	●	●	●
1963	S38			●	●	●	●
1964	S39			●	●	●	●
1965	S40			●	●	●	●
1966	S41			●	●	●	●
1967	S42			●	●	●	●
1968	S43			●	●	●	●
1969	S44			●	●	●	●
1970	S45			●	●	●	●
1971	S46	● S46/1/1 堀の高さ・基礎の根 入れ深さ【令61改正】 補強 CB 造の堀の構 造方法【令62の8制 定】		●	●	●	●
1972	S47			●	●	●	●
1973	S48			●	●	●	●
1974	S49			●	●	●	●
1975	S50			●	●	●	●
1976	S51			●	●	●	●
1977	S52			●	●	●	●
1978	S53			●	●	●	●
1979	S54			●	●	●	●
1980	S55			●	●	●	●
1981	S56	● S56/6/1 堀の高さの制限強化 【令61,令62の8改 正】		●	●	●	●
1982	S57			●	●	●	●
1983	S58			●	●	●	●
1984	S59			●	●	●	●
1985	S60			●	●	●	●
1986	S61			●	●	●	●
1987	S62			●	●	●	●
1988	S63			●	●	●	●
1989	S64/H1			●	●	●	●
1990	H2			●	●	●	●
1991	H3			●	●	●	●
1992	H4			●	●	●	●
1993	H5			●	●	●	●
1994	H6			●	●	●	●
1995	H7			●	●	●	●
1996	H8			●	●	●	●
1997	H9			●	●	●	●
1998	H10			●	●	●	●
1999	H11			●	●	●	●
2000	H12		● H12/6/1 制定【旧令129の2 の4(現令129の2 の3), H12建告13 88制定】	● H12/6/1 準防火地域内の木 造建築物の構造方 法【旧法62②(現法 61),令108改正, H 12建告1359制定】	●	●	●
2001	H13			●	●	●	●
2002	H14			●	●	●	●
2003	H15			●	●	●	●
2004	H16			●	●	●	●
2005	H17			●	●	●	●
2006	H18			●	●	●	●
2007	H19			●	●	●	●
2008	H20			●	●	●	●
2009	H21			●	●	●	●
2010	H22			●	●	●	●
2011	H23			●	●	●	●
2012	H24			●	●	●	●
2013	H25	● H25/4/1 給湯設備の転倒防 止措置【H12建告1 388】		●	●	●	●
2014	H26			●	●	●	●
2015	H27			●	●	●	●
2016	H28			●	●	●	●
2017	H29			●	●	●	●
2018	H30			●	●	●	●
2019	H31/R1			●	●	●	●
2020	R2			●	●	●	●
2021	R3			●	●	●	●
2022	R4			●	●	●	●
2023	R5			●	●	●	●
2024	R6			●	●	●	●
2025	R7			●	●	●	●

施行年		建築設備				
西暦	和暦	内装 (法第35条の2)	換気 (法第28条 第2項、第3項)	便所 (法第31条第1項) (処理区域内)	便所 (法第31条第2項・第36条) (処理区域外・浄化槽)	便所 (法第36条) (令第29・31・33・34条) (処理区域外・くみ取便所)
1950	S25		● S25/11/23 制定[法28②]	● S25/11/23 制定[法31①]	● S25/11/23 制定[法31②、令3 2.33]	● S25/11/23 制定[令29,31,33, 34]
1951	S26			●		
1952	S27			●		
1953	S28			●		
1954	S29			●		
1955	S30			●		
1956	S31			●		
1957	S32			●		
1958	S33			●		
1959	S34			●		
1960	S35			●		
1961	S36			●		
1962	S37			●		
1963	S38			●		
1964	S39			●		
1965	S40			● S40/12/2 処理区域内では公 共下水道に接続す る水洗便所以外の 便所の禁止[法31]		
1966	S41			●		
1967	S42			●		
1968	S43			●		
1969	S44			●		
1970	S45		● S46/1/1 換気設備の構造方法 [令20の2、令20の 3、旧令20の4(現令 20の3)、S45建告1 826、令129の2の 5制定] 火気使用室の換気追 加[法28③制定]	●	● S44/5/1 尿尿浄化槽の汚物処 理性能基準[令32改 正] S44/7/3 尿尿浄化槽の処理対 象人員の算定方式[S 44建告3148制定]	
1971	S46	● S46/1/1 規制の対象に火気使 用室を追加[法35の 2]	●	●		
1972	S47		●	●		
1973	S48		●	●		
1974	S49		●	●		
1975	S50		●	●		
1976	S51		●	●		
1977	S52		●	●		
1978	S53		● S53/4/1 調理室等に設ける 換気設備の構造方 法[S45建告182 6]	●		
1979	S54		●	●		
1980	S55		● S57/12/1 理論廃ガス量に伴う Kの値の見直し、排 気フードの構造、燃 料の種類見直し等 [S45建告1826]	●	● S56/6/1 尿尿浄化槽の構造[S 55建告1292制定]	
1981	S56		●	●		
1982	S57		●	●		
1983	S58		●	●		
1984	S59		●	●		
1985	S60		●	●		
1986	S61		●	●		
1987	S62		●	●		
1988	S63		●	●	● S63/4/1 分離接触ばっ気方式 (合併処理)、嫌気 床接触ばっ気方式の 基準[S55建告129 2改正]	
1989	S64/H1		●	●		
1990	H2		●	●		
1991	H3		●	●		
1992	H4		●	●		
1993	H5		●	●		
1994	H6		●	●		
1995	H7		●	●		
1996	H8		●	●	● H8/4/1 尿尿浄化槽の構造方 法の詳細化、排水 水質基準の改正等[S 55建告1292改正]	
1997	H9		●	●		
1998	H10		●	●		
1999	H11		●	●		
2000	H12		● H12/6/1 自然換気設備の排 気口の位置[令129 の2の5] 排気口等に換気扇 等を設ける場合の 算定式追加、火気使 用室の廃ガス逆流 防止措置等[S45建 告1826]	●	● H12/6/1 尿尿浄化槽の大腸菌 数に関する基準 [令32①二制定]	● H12/6/1 くみ取便所の構造方 法[令29]
2001	H13		●	●	● H13/4/1 合併処理浄化槽に 関する基準 [令32・令33改正・ 令35制定、S55建 告1292改正]	
2002	H14		●	●		
2003	H15		●	●		
2004	H16		●	●		
2005	H17		●	●		
2006	H18		●	●		
2007	H19		●	●		
2008	H20		●	●		
2009	H21		●	●		
2010	H22		●	●		
2011	H23		●	●		
2012	H24		●	●		
2013	H25		●	●		
2014	H26		●	●		
2015	H27		●	●		
2016	H28		●	●		
2017	H29		●	●		
2018	H30		●	●		
2019	H31/R1		●	●		
2020	R2		●	●		
2021	R3		●	●		
2022	R4		●	●		
2023	R5		●	●		
2024	R6		●	●		
2025	R7		●	●		

施行年		給排水設備 (法第36条) (令第129条の2の4)	材料		一般構造		
西暦	和暦		石綿 (法第28条の2第1,2号)	クロロビリス、 ホルムアルデヒド発散建材 (法第28条の2第3号)	採光 (法第28条第1項)	地階における居室 (法第29条)	居室の天井高さ、 床の高さ及び防湿 (法第36条) (令第21,22条)
1950	S25				● S25/11/23 ● 制定【法28①、令19,20】	● S25/11/23 制定【旧法30(現法29)】	● S25/11/23 制定【令21,22】
1951	S26				●		
1952	S27				●		
1953	S28				●		
1954	S29				●		
1955	S30				●		
1956	S31				●		
1957	S32				●		
1958	S33				●		
1959	S34	● S34/1/1 制定【旧令129の2】			●		
1960	S35				●		
1961	S36				●		
1962	S37				●		
1963	S38				●		
1964	S39				●		
1965	S40				●		
1966	S41				●		
1967	S42				●		
1968	S43				●		
1969	S44				●		
1970	S45				●		
1971	S46	● S46/1/1 圧力タンク・給湯設備 への安全装置、配管 設備の構造方法の詳細化【旧令129の2改正】			●		
1972	S47				●		
1973	S48				●		
1974	S49				●		
1975	S50	● S50/12/20 配管設備の構造方法 【S50建告1597制定】			●		
1976	S51				●		
1977	S52				●		
1978	S53				●		
1979	S54				●		
1980	S55				●		
1981	S56				●		
1982	S57				●		
1983	S58				●		
1984	S59				●		
1985	S60				●		
1986	S61				●		
1987	S62				●		
1988	S63				●		
1989	S64/H1				●		
1990	H2				●		
1991	H3				●		
1992	H4				●		
1993	H5				●		
1994	H6				●		
1995	H7				●		
1996	H8				●		
1997	H9				●		
1998	H10				●		
1999	H11				●		
2000	H12	● H12/6/1 飲用水の配管の構造方法【旧令129の2の2改正,H12建告1390制定】			● H12/6/1 採光補正係数の導入【令20改正】	● H12/6/1 地階に設ける居室の技術的基準【令22の2、H12建告1430制定】	
2001	H13				●		
2002	H14				●		
2003	H15			● H15/7/1 制定【法28の2三】	●		
2004	H16				●		
2005	H17				●		
2006	H18		● H18/10/1 制定【法28の2一・二】		●		
2007	H19				●		
2008	H20				●		
2009	H21				●		
2010	H22				●		
2011	H23				●		
2012	H24				●		
2013	H25				●		
2014	H26				●		
2015	H27				●		
2016	H28				●		
2017	H29				●		
2018	H30				●		
2019	H31/R1				●		
2020	R2				●		
2021	R3				●		
2022	R4				●		
2023	R5				●		
2024	R6				●		
2025	R7				●		

用途地域の都市計画決定・変更

施行年		階段 (法第36条) (令第23~26)	用途 (法第48条)	形態			最低敷地面積 (法第53条の2)
西暦	和暦			壁面線 (法第47条)	容積率 (法第52条)	建蔽率 (法第53条)	
1950	S25	● S25/11/23 制定【令23~26】	● S25/11/23 制定【法48】	● S25/11/23 制定【法47】	● (参考)S25/11/23 空地地区による制限 【旧法56】	● S25/11/23 制定【旧法55(現法 53)】	
1951	S26						
1952	S27						
1953	S28						
1954	S29						
1955	S30						
1956	S31						
1957	S32						
1958	S33						
1959	S34			● S34/12/23 門・塀の制限 【法47改正】			
1960	S35						
1961	S36						
1962	S37						
1963	S38						
1964	S39				● (参考)S39/1/15 容積地区による制限 【旧法59の2】		
1965	S40						
1966	S41						
1967	S42						
1968	S43						
1969	S44						
1970	S45						
1971	S46				● S46/1/1 制定【旧法56廃止・ 法52】	● S46/1/1 用途地域に応じた 制限の細分化【法5 3】	
1972	S47						
1973	S48						
1974	S49						
1975	S50						
1976	S51						
1977	S52				● S52/11/1 住居系用途地域内 における前面道路 幅員に基づく制限強 化 2以上の区域にわた る場合の適用 【法52改正】	● S52/11/1 2以上の区域にわた る場合の適用【法5 3改正】	
1978	S53						
1979	S54						
1980	S55						
1981	S56						
1982	S57						
1983	S58						
1984	S59						
1985	S60						
1986	S61						
1987	S62						
1988	S63						
1989	S64/H1						
1990	H2						
1991	H3						
1992	H4						
1993	H5						
1994	H6						
1995	H7						
1996	H8						
1997	H9						
1998	H10						
1999	H11						
2000	H12	● H12/6/1 手すりの設置の義務 化【令25改正】					
2001	H13						
2002	H14						
2003	H15						
2004	H16						
2005	H17						
2006	H18						
2007	H19						
2008	H20						
2009	H21						
2010	H22						
2011	H23						
2012	H24						
2013	H25						
2014	H26						
2015	H27						
2016	H28						
2017	H29						
2018	H30						
2019	H31/R1						
2020	R2						
2021	R3						
2022	R4						
2023	R5						
2024	R6						
2025	R7						

施行年		外壁後退距離 (法第54条)	絶対高さ制限 (法第55条)	斜線制限 (法第56条)	高度地区内の建築物 (法第58条)
西暦	和暦				
1950	S25	● (参考)S25/11/23 空地地区による制限 【旧法56】	● (参考)S25/11/23 住居地域内外による 制限【旧法57】	● S25/11/23 制定【旧法58】	● S25/11/23 制定【旧法59】
1951	S26			●	●
1952	S27			●	●
1953	S28			●	●
1954	S29			●	●
1955	S30			●	●
1956	S31			●	●
1957	S32			●	●
1958	S33			●	●
1959	S34			●	●
1960	S35			●	●
1961	S36			●	●
1962	S37			●	●
1963	S38			●	●
1964	S39			●	●
1965	S40			●	●
1966	S41			●	●
1967	S42			●	●
1968	S43			●	●
1969	S44			●	●
1970	S45			●	●
1971	S46	● S46/1/1 制定【法54】	● S46/1/1 制定【法55】	● S46/1/1 現行の道路斜線制 限に改正、隣地斜線 制限、北側斜線制限 制度の導入【旧法5 7、58廃止・法56制 定】	●
1972	S47			●	●
1973	S48			●	●
1974	S49			●	●
1975	S50			●	●
1976	S51			●	●
1977	S52			●	●
1978	S53			●	●
1979	S54			●	●
1980	S55			●	●
1981	S56	●	●	●	●
1982	S57	●	●	●	●
1983	S58	●	●	●	●
1984	S59	●	●	●	●
1985	S60	●	●	●	●
1986	S61	●	●	●	●
1987	S62	●	●	●	●
1988	S63	●	●	●	●
1989	S64/H1	●	●	● S62/11/16 道路斜線制限の精 緻化【法53改正、法 別表第三制定】	●
1990	H2	●	●	●	●
1991	H3	●	●	●	●
1992	H4	●	●	●	●
1993	H5	●	●	●	●
1994	H6	●	●	●	●
1995	H7	●	●	●	●
1996	H8	●	●	●	●
1997	H9	●	●	●	●
1998	H10	●	●	●	●
1999	H11	●	●	●	●
2000	H12	●	●	●	●
2001	H13	●	●	●	●
2002	H14	●	●	●	●
2003	H15	●	●	●	●
2004	H16	●	●	●	●
2005	H17	●	●	●	●
2006	H18	●	●	●	●
2007	H19	●	●	●	●
2008	H20	●	●	●	●
2009	H21	●	●	●	●
2010	H22	●	●	●	●
2011	H23	●	●	●	●
2012	H24	●	●	●	●
2013	H25	●	●	●	●
2014	H26	●	●	●	●
2015	H27	●	●	●	●
2016	H28	●	●	●	●
2017	H29	●	●	●	●
2018	H30	●	●	●	●
2019	H31/R1	●	●	●	●
2020	R2	●	●	●	●
2021	R3	●	●	●	●
2022	R4	●	●	●	●
2023	R5	●	●	●	●
2024	R6	●	●	●	●
2025	R7	●	●	●	●